

平成24年8月1日 制 定

一般社団法人
日本船長協会
定款

一般社団法人 日本船長協会

本 部 〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地
海事センタービル5階
TEL 03-3265-6641 FAX 03-3265-8710
E-Mail info@captain.or.jp

神戸支部 〒650-0024 神戸市中央区海岸通5番地
商船三井ビル2階
TEL 078-331-0598 FAX 078-333-1609
E-Mail jca-kb01@fancy.ocn.ne.jp

平成24年8月1日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本船長協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、船長の識見のかん養と技術の研さんを行うとともに、船長の職務に関連する諸問題を調査研究することにより、海運及び海事の発展並びに公益活動の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船長の識見のかん養と技術の研さんを行うための事業
- (2) 船舶運航技術の調査研究
- (3) 内外関係団体との連携
- (4) 会誌の発行、図書の出版等調査研究に関連する事業
- (5) 会員相互の親睦と福利増進、社会的地位の向上
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は日本全国において行うものとし、第3号及び第6号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 航洋船の船長又は航洋船の船長の経歴を有する者、またはこれに相当する海技免状を有する者で入会した者。
- (2) 航海士 会 員 航海士で入会した者。
- (3) 賛 助 会 員 本協会の趣旨に賛同して入会した者。
- (4) 特別賛助会員 水先人で入会した者。
- (5) 団体賛助会員 本協会の趣旨に賛同し、その事業を賛助するために入会した学校等の団体又は法人。
- (6) 名 誉 会 員 本協会に功労のあった者で理事会が推薦した者。

（入会及び退会）

第6条 本協会の会員（名誉会員を除く。以下同じ。）として入会しようとする者は、総会において定める入会・退会および会費規定（以下「会費規定」という。）に定める入会申込書に入会金及び会費を添えて、会長に提出するものとし、会長は、会費規定に定める手続きにより入会の諾否を決定し、本人に通知するものとする。

- 2 会員が第1項の入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく会費規程に定める記載事項変更届けによりその旨を会長に届け出なければならない。
- 3 会員が会員資格を変更するときには、遅滞なく会費規程に定める会員資格の変更届けによりその旨を会長に届け出なければならない。
- 4 会員が退会しようとするときは、遅滞なく会費規定に定める退会届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、本協会の目的を達成するための事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費規定に基づき入会金及び会費を納めなければならない。

（除 名）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第16条第2項の決議において除名できる。

- (1) 本協会の定款、規則、規定等又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(社員の資格喪失)

第9条 第6条第4項及び前条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第7条の支払い義務を2年以上履行せず、かつ本協会の督促に応じなかったとき。

(権利の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第6条第4項、第8条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての一切の権利を失う。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 第1項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員等に対する報酬等の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 入会・退会及び会費規則の改廃又は変更

- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分または譲り受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号において定めるもののほか、法令及びこの定款で定める事項

(種別及び開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは常務理事が議長を務める。

(決 議)

- 第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第17条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長はその総会において正会員の中から2名以上を議事録署名人として選定しなくてはならない。
- 3 議長及び前項により選定された議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

- 第19条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上28名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5名以内を一般法人法上の業務執行理事とす

ることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員から選任する。ただし、総会で必要があると認めるときは、正会員以外から理事及び監事を選任することができる。

- 2 代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、副会長、常務理事を選定する。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、第27条で定める理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、常務理事は毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなくてはならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 2 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 3 業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年にかかる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 4 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業

務及び財産の状況を調査することができる。

- 5 財産、会計および業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- 6 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会又は総会の招集を請求し、若しくは理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
 - 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期が満了するときまでとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第24条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなくてはならない。ただし、監事を解任する場合は、第16条第2項の決議によらなければならない。

(役員報酬等)

- 第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問)

- 第26条 本協会に、顧問を5名以内置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選定する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問には、第23条第1項及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」又は「役員」とあるのは「顧問」と読み替え

るものとする。

第5章 理 事 会

(設 置)

第27条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権 限)

第28条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 第22条第6項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは常務理事が理事会を招集する。

- 2 前項の規定は、前条第3項第2号により理事が招集する場合及び前条第3項第3号により、監事が招集する場合を除く。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ

理事会において定められた方法により通知することができる。

(議 長)

第 3 1 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは常務理事が議長を務める。

2 前条第 2 項の規定により招集された理事会の議長は、出席理事の互選による。

(決 議)

第 3 2 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

2 前項の規定に係わらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 3 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 財産及び会計

(事業年度)

第 3 4 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(財産の管理・運用)

第 3 5 条 本協会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、総会において承認を受けなければならない。

(重要な財産の処分または譲受け)

第38条 本協会が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときは、第16条第2項の決議による。

(経理基準)

第39条 本協会の会計に関わる事項は、公正妥当な会計慣行に従って処理するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、第16条第2項の決議により変更することができる。

(合併)

第41条 本協会は、総会において、第16条第2項の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第42条 本協会は、一般法人法第148条各号に規定する事由によって解散することができる。ただし第3号の事由により解散する場合は、第16条第2項の決議による。

(残余財産の帰属等)

第43条 本協会を清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配は行わない。

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

<http://www.captain.or.jp>

第8章 海技協議会

(海技協議会)

第45条 本協会の目的を達成するため、海技の調査研究を行う諸団体との連絡調整機関として、必要に応じて海技協議会を置くことができる。

2 海技協議会は、会長が必要と認めたときに招集する。

3 海技協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(海技協議会の運営等)

第46条 海技協議会の構成、協議事項その他海技協議会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 本協会の事業を円滑に推進するために必要があると認めるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長及び重要な使用人は、会長が理事会の承認を経て任免する。

(書類及び帳簿の備え置き)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 事業計画書および収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類等
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第11章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(特別利益の禁止)

第51条 本協会は、本協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本協会の役員若しくは正会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選定、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は、小島茂とする。